

雲仙市老朽危険空家除却支援事業 申請書類チェックリスト

(チェック表)

申請者:

書類提出者:	(連絡先)
申請者との関係	・申請者(本人) ・委任受託者() ・その他()

◆提出書類

	交付申請書、添付書類等							
書類名	交付申請書 (様式第1号)	本人確認 できるもの	位置図	現況写真	工事計画書 (様式第2号)	施工業者の許可証	工事見積書 (内訳書付) 2社以上	登記事項証明書 (固定資産税 課税明細書等)
チェック欄	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

	交付申請書、添付書類等							
書類名	同意書※ (様式第3号)	相続等の関係が 分かるもの※	市税等の滞納 がない証明書	雲仙市税の滞納 がない調査同意書	委任状※	評点表 (市準備)	平面図 (延面積確認用)	
チェック欄	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

※は、必要に応じて添付する書類

【メモ欄】

建築課受付確認欄

受付印

交付申請書、添付資料			提出者の チェック欄	チェック欄		指摘事項	
確認項目	確認内容	確認方法		建築課			
補助対象者	・対象となる空き住宅の所有者となっているか。	登記簿等で確認してください。 (未登記の場合は課税明細書等)	☐	☐	☐		
	・対象となる空き住宅の相続人となっているか。	戸籍謄本などにより所有者から相続人(申請人)までを確認してください。	☐	☐	☐		
	・対象となる空き住宅の所有者又は相続人から同意を受けた人となっているか。	同意書にて、所有者又は相続人及び全ての他権利者から同意を得ている確認してください。	☐	☐	☐		
	・同意書に記入漏れ等はないか。		☐	☐	☐		
	・市税(国保税など含む)の滞納はないか。	市税等の滞納がない証明書を添付してください。	☐	☐	☐		
			☐	☐	☐		
対象となる建物	・事前協議での評点が100点以上となっているか。	事前確認時の評点表を確認してください。	☐	☐	☐		
	・他の除却等に関する補助をうけていないか。		☐	☐	☐		
			☐	☐	☐		
申請に係る注意事項	・申請書の表・裏面にある同意及び誓約事項を確認。		☐	☐	☐		
	・相続人及び他権原者からの同意もれがないか確認。	登記簿及び戸籍謄本等で確認してください。	☐	☐	☐		
	・交付決定から60日以内に除却工事を完了させること。		☐	☐	☐		
	・交付決定前に着工はできません。		☐	☐	☐		
	・申請額の算定があっているか。	交付金算定シートにより確認。	☐	☐	☐		
	・床面積80㎡以上となるものは、リサイクル法による届出が必要。	振興局建築課へ提出。	☐	☐	☐		
	・建築基準法に定められた除却届けを提出すること。	市経由の振興局建築課へ提出。	☐	☐	☐		
	・建築物を除却することにより、翌年度より土地の税額が増額になる場合があります。		☐	☐	☐		
	※完了後は税務課へ家屋の滅失届けも必要と思われる。		☐	☐	☐		
			☐	☐	☐		
見積書の内容	・2社以上となっているか		☐	☐	☐		
	・内訳明細が分かるものとなっているか。	仮設・養生・解体費・運搬費・処分費・諸経費等	☐	☐	☐		
	・家財などの処分が含まれていないか。	家財などは対象外。 解体・運搬・処分費が対象。 (諸経費にも注意)	☐	☐	☐		
	・長崎県内に本社を有する事業者となっているか。		☐	☐	☐		
			☐	☐	☐		

雲仙市老朽危険空家除却支援事業補助金 申請書類チェックリスト

(チェック表)

申請者:

書類提出者:	(連絡先)
申請者との関係	・申請者(本人) ・委任受託者() ・その他()

◆提出書類

	交付申請書、添付書類等							
書類名	①所定の様式 交付申請書 (様式第1号)	② 本人確認 できるもの	③ 位置図	④ 現況写真	⑤所定の様式 工事計画書 (様式第2号)	⑥ 施工業者の許可証	⑦ 工事見積書 (内訳書付) 2社以上	⑧ 登記事項証明書 (固定資産税 課税明細書等)
チェック欄	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

	交付申請書、添付書類等							
書類名	⑨所定の様式 同意書※ (様式第3号)	⑩ 相続等の関係が 分かるもの※	⑪ 市税等の滞納 がない証明書	⑫所定の様式 雲仙市税の滞納 がない調査同意書	⑬所定の様式 委任状※	⑭ 評点表 (市準備)	⑮ 平面図 (延面積確認用)	
チェック欄	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

※は、必要に応じて添付する書類

【メモ欄】

- ①所定の様式に記入ください

②免許証・保険証等のコピー

③不要(こちらで準備します)

④不要(こちらで準備します)

⑤所定の様式に記入ください

⑥見積採用の解体予知業者より許可証のコピーをもらう

⑦2社以上徴集ください(見積額の安い方で申請となります)

⑧所有者確認用(建物が登記されていれば必須です)
登記されていなければ、課税明細書または名寄帳など
- ⑨所有者以外で申請の場合(所有者死亡等も含む)
(所有者死亡の場合等権利者すべての同意が必要です)

⑩戸籍謄本(所有者から相続人のすべてが分かる範囲で必要)

⑪お住まいの市町村の税金の滞納が無い証明書入手ください
(申請者お住まいの市町村と雲仙市の証明書が必要です)

⑫雲仙市の⑪については⑫で代用できます

⑬書類の提出等を委任する場合必要です

⑭不要

⑮解体の面積が分かる程度の簡易なもので作成ください

建築課受付確認欄

受付印